

OGプライマリー・ポートフォリオ

投資方針書

(第15版)

2013年5月



アウター・ガイ事務所

アウター・ガイ

1. 目次

1. 目次	2
2. 用語の定義	3
3. 基本事項	4
(1) 目的	4
(2) 期間	4
(3) 利回り	4
(4) 原資	4
(5) 開始	4
(6) 継続	4
(7) 終了	4
(8) 中止	4
(9) 臨時拋出	4
(10) 臨時給付	4
(11) 議決権の行使	5
(12) 利益の処分	5
(13) 株主優待権利の処分	5
(14) 借入	5
(15) 貸出	5
(16) 課税	5
(17) 制限	5
4. ポートフォリオ	6
(1) アセット・アロケーション	6
(2) 金融商品の選択基準	6
(3) リバランス	6

2. 用語の定義

本書における用語の定義を下表に示す。

- 運用者とは、アウター・ガイを指す。
- 現預金とは、現金、預金、MRF（マネー・リザーブ・ファンド）、およびMMF（マネー・マネージメント・ファンド）を指す。
- 有価証券とは、株式、ETF（上場投資信託）、ETN（上場投資証券）、REIT（不動産投資信託）、現預金を除く投資信託、および債券のうち、内国籍であり、かつ時価のあるものを指す。ただし、株式、およびREITは、上場銘柄に限る。
- 金融商品とは、現預金、および有価証券を指す。
- パッシブ運用とは、基準となる指数に運用結果が連動することを目標とする金融商品の運用方法を指す。現預金は、便宜上、パッシブ運用に含む。
- アクティブ運用とは、基準となる指数よりも運用結果が上回る、または絶対収益を獲得することを目標とする金融商品の運用方法を指す。
- ポートフォリオとは、OGプライマリー・ポートフォリオを構成する金融商品の組み合わせを指す。
- 純資産総額とは、ポートフォリオの純資産総額を指す。
- アセット・クラスとは、金融商品の属性を指す。
- アセット・アロケーションとは、ポートフォリオにおける各アセット・クラスへの配分比率を指す。
- リバランスとは、アセット・アロケーションが目標から乖離した状態を是正することを指す。
- 再投資とは、ポートフォリオから生じた利益をポートフォリオへ戻入することを指す。
- 四半期末とは、3月31日、6月30日、9月30日、および12月31日を指す。
- 執行日とは、毎月4日、10日、17日、21日、および27日を指す。ただし、かかる日付が金融商品取引業者における休日の場合、かかる日の翌営業日を執行日とする。
- デリバティブ（金融派生商品）とは、参照する原資産の固有リスクの回避を目的とする金融商品を指す。デリバティブと同様の効果を持つ金融商品は便宜上、デリバティブに含む。
- ロング・ポジションとは、特定のアセット・クラスにおける金融商品の実質投資割合が買持の状態、すなわち、買付総額が売付総額よりも多い状態を指す。金融商品の借入は、ロング・ポジションに含む。
- ショート・ポジションとは、特定のアセット・クラスにおける金融商品の実質投資割合が売持の状態、すなわち、売付総額が買付総額よりも多い状態を指す。ショート・ポジションと同様の効果を持つ買付は、ショート・ポジションに含む。また、金融商品の貸出は、ショート・ポジションに含まない。

3. 基本事項

(1) 目的

運用者のライフ・ステージ後半において見込まれる、退職後、または失業中の生活を長期間にわたり維持するための基礎的生活費として、30,000千円を形成する。

(2) 期間

2010年1月1日から2029年12月31日までの20年間とする。

(3) 利回り

期待リターン5.0%、かつ期待リスク15.0%を目標とする。

(4) 原資

3,800千円とする。

(5) 開始

期間が開始した場合、原資を拠出し、運用を開始しなければならない。

開始は、有価証券の現物の拠出、および現預金の払込のいずれか一方、または両方により行う。

(6) 継続

期間が開始し、かつ満了していない場合、運用を継続しなければならない。

継続は、現預金の払込、および有価証券の買付により行う。ただし、かかる総額は、1ヶ月につき200千円を上回ってはならず、真にやむを得ない場合を除き、12ヶ月につき240千円を下回ってはならない。

現預金は、原則として毎月1日に払込を行う。

有価証券は、原則として執行日に買付を行う。また、必要に応じて、任意の日に行ってもよい。

継続の状況は、原則として公開しなければならない。

(7) 終了

各四半期末時点において目的を達成し、または期間が満了した場合、運用を終了しなければならない。

終了は、有価証券の売付、および現預金の引出により行う。

(8) 中止

各四半期末時点における資産総額が1,000千円を下回る、または運用者が死亡した場合、運用を中止しなければならない。

中止は、有価証券の売付、および現預金の引出により行う。

(9) 臨時拠出

臨時に拠出を行ってもよい。ただし、かかる総額は、1ヶ月につき800千円を上回ってはならない。

臨時拠出は、現預金の払込により行う。

(10) 臨時給付

真にやむを得ない場合、臨時に給付を行ってもよい。ただし、かかる総額は、1ヶ月につき直近の四半期末時点における純資産総額の80.0%を上回ってはならない。

臨時給付は、現預金の引出により行う。また、必要に応じて、有価証券の売付を行ってもよい。

(11) 議決権の行使

議決権が発生した場合、行使しなければならない。

議決権の行使は、個々の議案に対して、原則として賛意を表することにより行う。ただし、賛否の最終判断は、運用者の責任により行ってもよい。

議決権の行使の状況は、原則として公開しなければならない。

(12) 利益の処分

利息、分配金、配当金、および品貸料が発生した場合、全額を再投資しなければならない。

(13) 株主優待権利の処分

株主優待権利が発生した場合、全額を再投資しなければならない。ただし、時価のない場合、または合理的な事由がある場合、かかる権利を無償で譲受し、再投資しなくてもよい。

株主優待権利の売却先、または譲渡先は、運用者の責任により決定してもよい。

(14) 借入

運用を目的として、借入を行ってはならない。

短期間、かつ頻回な買付、または売付を必要とする場合、かかる回避を目的として、利息を含む借入金の返済を90日以内に完了するような借入を行ってもよい。また、必要に応じて、ポートフォリオの一部を担保として設定してもよい。ただし、運用者を借入先とする場合、担保、および利息を設定してはならない。

借入の総額は、直近の四半期末時点における純資産総額の10.0%を上回ってはならない。

(15) 貸出

現預金について、金融商品取引業者への預入を除き、貸出を行ってはならない。

有価証券について、金融商品取引業者との契約に基づく貸出を行ってもよい。ただし、かかる総額は、直近の四半期末時点における純資産総額の25.0%を上回ってはならない。

(16) 課税

運用者の自己の資産の課税とポートフォリオの課税を総合し、損益通算を行ってもよい。ただし、法律により強制される場合、必ず損益通算を行わなければならない。

還付金が発生した場合、かかる全額を再投資しなければならない。

(17) 制限

運用は、日本国法に準拠して行わなければならない。運用者の自己の資産により行わなければならない。

運用者の利益を棄損し、かつ運用者以外の者に利益を供与することを目的として、または運用者以外の者の判断、示唆、教唆、指示、または命令により運用を行ってはならない。

デリバティブについて、参照する原資産のアセット・クラスがロング・ポジションとなるような運用を行ってもよい。ただし、レバレッジ率は、5.0倍を上回ってはならない。

4. ポートフォリオ

(1) アセット・アロケーション

適正なリスク水準の下で最大のリターンを獲得することを目的として、下表に示すアセット・アロケーションに基づき、ポートフォリオを構成しなければならない。

(単位：%)

アセット・クラス	株式			債券			オルタナティブ			現預金
	内国	外国		内国	外国		不動産		貴金属	内国
		先進国	新興国		先進国	新興国	内国	外国	外国	
許容上限	35.0	35.0	20.0	25.0	15.0	5.0	5.0	5.0	5.0	50.0
基本比率	25.0	25.0	12.5	20.0	7.5	2.5	2.5	2.5	0.0	2.5
許容下限	15.0	15.0	5.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

運用は、アセット・アロケーションを基本比率に近似させるように行わなければならない。ただし、各アセット・クラスの設定下限から設定上限までの範囲内において、任意の目標比率を設定し、アセット・アロケーションを目標比率に近似させるように行ってもよい。

合理的な事由がある場合、アセット・アロケーションの変更を行ってもよい。

(2) 金融商品の選択基準

金融商品は、必要なリターンを最小のコストで獲得することを目的として、下表に示す選択基準に基づき、原則としてパッシブ運用を選択しなければならない。ただし、合理的な事由がある場合、アクティブ運用を選択してもよい。

(単位：%)

金融商品の運用方法		パッシブ運用	アクティブ運用
ポートフォリオの配分比率		≥ 80.0	≤ 20.0
コストの上限 (税抜)	売買手数料	≤ 1.0	≤ 2.0
	年間の信託報酬	≤ 0.8	≤ 1.6
	信託財産留保額	≤ 0.5	≤ 0.5

配当金、および株主優待権利の獲得、または資本政策を目的として、株式を選択してもよい。ただし、かかる各個別銘柄への投資割合は、買付時点における純資産総額の5.0%を上回ってはならず、直近の四半期末時点における純資産総額の10.0%を上回ってはならない。

為替変動リスクの回避を行うことを目的として、為替ヘッジを行う金融商品を選択してはならない。

(3) リバランス

各四半期末時点におけるアセット・アロケーションを基準として、許容上限を上回る、または許容下限を下回るアセット・クラスが存在する場合、リバランスを行わなければならない。また、必要に応じて、リバランスを行ってもよい。